

## 渋川市恋活プロジェクト支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、少子化対策、結婚及び地域活性化を推進するため、独身男女の出会いの場を提供する事業を実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

### (補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、独身男女の出会いの場を提供する事業とし、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 団体等が中心となり行うこと。
- (2) 市内で実施すること。
- (3) 公募により参加者を広く募集すること。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、独身男女の出会いの場を提供する事業を実施する者とし、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 市内を中心に活動している団体であること。
- (2) 組織の運営に関する規則（定款、会則等）があること。
- (3) 予算・決算を適正に行っていること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (5) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (6) 団体の代表者が市税を滞納していないこと。

### (補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために要した経費のうち、次に掲げるものとする。ただし、経常的経費及び備品購入費は除く。

- (1) 報償費
- (2) 消耗品費
- (3) 飲食費（参加者の飲食費のみとし、事業実施のための会議等に係

る飲食費は除く。)

- (4) 印刷製本費
- (5) 通信運搬費
- (6) 広告料
- (7) 保険料
- (8) 使用料及び賃借料
- (9) 手数料
- (10) その他市長が必要と認める経費  
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から寄附金その他の収入を控除した額とし、100,000円を限度とする。

2 前項の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。